

2025年9月25日

経済産業省

経済産業大臣 武藤 容治 様

「長期脱炭素電源オークション」実施に関わっての質問と意見

特定非営利活動法人 コンシューマネット・ジャパン

一般社団法人 グリーンコープ共同体

静岡放射能汚染測定室

浜岡原発の再稼働を許さない静岡県ネットワーク

爽秋の候となりました。私たちは3.11東日本大震災と1F事故とそれに続く電力システム改革以前より、原子力発電の問題に取り組む団体です。

今回、標記オークションについて、幾つかの質問と意見を申し述べます。国民への情報公開や説明と国民の生活の安寧を進めていく立場から、何とぞ適切にお取り扱いいただけますよう、よろしくお願いいたします。

一. 2023年度及び2024年度における標記オークション約定結果に関わる質問

電力広域的運営推進機関が公表した「容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度2023年度）」（2024年4月26日付 以下「2023年版」）及び「同上（応札年度2024年度）」（2025年4月28日付 以下「2024年版」）に基づいて、以下の質問をいたします。

（１）「2023年版」には、

「6 中国電力株式会社（応札事業者名）島根原子力発電所3号機（落札案件名）原子力（電源種） 1,315,707kW（落札容量）」とあり、

「2024年版」には、

「1 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 原子力（既設原子力の安全対策投資） 1,056,000kW」

「2 北海道電力株式会社 泊発電所3号機 原子力（既設原子力の安全対策投資） 902,107kW」

「8 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所6号機 原子力（既設原子力の安全対策投資） 1,195,000kW」とあります。

これらは標記オークションにて応札・落札された原子力発電所関連のものと承知しています。

【質問①】2024年より、原子力発電所の新設に限らず、既設原子力発電所の安全対策工事等に要する費用も対象とされているようですが、その理由を教えてください。

ください。（検討時の資料等も併せて、お示しください）

【質問②】各原子力事業者（大手電力会社）の有価証券報告書を見ると、既設原子力発電所の莫大な建設費用等は総括原価方式により原価としてすでに電気料金にふくまれて国民（需要家）から徴収されたことが分かります。それにも拘らず、このような安全対策費用が重ねて国民（需要家）から徴収されていくことになるのは、原子力事業者によるその原子力発電所の建設に関わる「二重取り」にはなりません。

（２）オークション実施に伴って、それぞれの応札原子力事業者にどれくらいのお金が支払われるのか、国民（需要家）の電気料金にどのくらいの影響があるのか、教えてください。

貴職がホームページで公開されている「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会」第106回（本年6月25日開催）までの資料・議事録や電力広域的運営推進機関ホームページ「長期脱炭素オークションとは」等を拝読しても理解が進みませんでした。

【質問③】落札された案件には約定価格に基づく容量確保契約金額が当該原子力事業者を支払われるとされていますが、それについて2023年版の6（新設島根原子力発電所3号案件）と2024年版の8（安全対策工事 柏崎刈羽原子力発電所6号機）の2例について、具体的に、a（いつ）、b（誰から誰に）、c（どのような計算にもとづき）、d（いくら支払われるか）、e（それは全体に対してどの程度の割合か）、f（これらの情報は公開されるか）、g（具体的にはだれが落札したのか）を、教えてください。

※ もし私たちの前提理解に誤りがありましたらその訂正もいただきながらご説明をお願いいたします。以下も同様です。

【質問④】容量確保契約金額の原資は小売電気事業者が拠出する容量拠出金、すなわちエンドユーザーである国民（需要家）が電気料金として負担するようですが、これも上記2例について、a（いつ）、b（誰から誰に）、c（どのような計算にもとづき）、d（いくら支払われるか）、e（それは電気料金全体に対してどの程度の割合か）、f（これらは公開されているか。されていない場合は今後公開する予定があるのか）を、制度の仕組みを踏まえて具体的に教えてください。

【質問⑤】原子力発電事業者が要する新設ないし安全対策工事費用の金額と、質問③のc（どのような計算にもとづき）やd（いくら支払われるか）との間には、法令等での根拠条文等がありますか。もし無い場合には、応札された費用の個々のチェックは何にもとづいてされることになるのか、もし

くは市場原理に任され事後検証の対象には一切ならないのか教えてください。

【質問⑥】 質問③④の a（いつ）への回答とも関連しますが、おそらく新設でも既設でも当該原子力発電所の運転稼働後の支払い実施というのが合理的ではないかと思われませんが、もし工事後にその稼働が出来ないあるいは認められないとなった場合、約定されていた容量確保契約金額は支払われず、工事費用は原子力発電事業者が自ら負担し、小売電気事業者と国民（需要家）はその負担をしないということになるのでしょうか。

その際、原子力発電事業者には、数千億円から兆円にのぼるという工事費用の負担能力（および担保等）はあるのでしょうか。それらが無いとなった場合、小売電気事業者や国民（需要家）に負担が押しつけられること（電気料金の上昇など）はあるのか、教えてください。

※ 結局稼働できなかったもんじゅや、すでに30回近く完成延期がつづく六ヶ所再処理工場等の例がありますし、なにより東京電力が本当に柏崎刈羽原子力発電所を再稼働できるのかどうかは、伝わってくる情報からすれば予断を許さないと思われます。

【質問⑦】 もう絶対あってはなりませんが、稼働後に、1F事故のようなことが起こって廃炉や賠償が求められ、それを現在の東京電力のように支払えず、無関係の小売電気事業者や国民（需要家）が負担しなければならない状況を招来するようなことがあれば、結果的に小売電気事業者や国民（需要家）は、容量拠出金とそれとを合わせた「二重負担」になるのか、そうならないための何らかの方策が用意されているのかを教えてください。

※ 東海トラフ大地震の警鐘は相当に確度が高くなっており、それがあったとき、多くの原子力発電所は本当に大丈夫だろうかと心配せざるを得ない苦しさがあります。

二. 標記オークション実施に関わる意見

（1）前記の制度検討作業部会では、標記オークション実施にかぎらず、その根元にある容量市場、他にも非化石証書市場等をふくむ広範囲の制度検討が行われているようです。この委員およびオブザーバーの方々の名簿を拝見すると、①委員には消費者の意見を反映される立場の方は居られず、②オブザーバーに多数の事業者が居られるが、原子力事業関係や、新エネルギー事業者も大手の方が多く、原子力発電を無くして再エネルギーを推進する中小事業者といった立場の方は居られないようです。

一方で、基本目標とされる『エネルギー基本計画の概要（令和7年2月資源エネルギー庁）』によれば、再エネルギーは「2023年で22.9%実績であるものを2040年には4～5割にしてい、原子力については「2023年で8.5%であるものを2040年に2割程度にしてい」となっています。この目標と照らしあわせてみた場合、脱炭素電源を増

やすためとされる標記オークションや、それと有形無形につながっている事からを検討している同検討作業部会の人的構成自体がどのようなになっているのか、目標とは反対方向に向いた偏りがないか、疑問をもちます。

(2) 2025年5月16日に行なわれた電気事業連合会の林会長による定例会見要旨では、同会長は、2024年版標記オークション結果について、

「既設の原子力発電所を最大限活用することは非常に重要であり、制度の改善を踏まえ、今回、一定規模の落札がなされたことは、大変意義があったのではないかと評価したうえで、

「この制度の創設により、投資回収予見性は大きく改善。しかしながら、多様な脱炭素電源投資を持続的に確保し、長期にわたる事業期間において、不確実性に対応していくためには、依然として、改善の余地がある」と、同連合会として改善を求める立場を表明され、

その具体化として、

「2点目は固定費の未回収リスクへの対応。現行制度では、落札後の資材価格高騰といった費用変動や、原子力のバックフィット等に伴う追加安全対策投資への対応は、講じられておりません。安定した電源を維持していくためには、落札後においても、予見を超える不可避の固定費の上振れ等があれば、適切に反映できる仕組みが必要」

「3点目は、建設段階でのキャッシュの確保です。建設リードタイムが長い電源については、多額のキャッシュ負担が先行して発生します。これに対し、容量確保金の前払いなど、投資回収が建設段階から可能となる仕組みがあれば、持続的な電源投資につながります」

「4点目、5点目は上限価格と事業報酬の観点。実態コストを踏まえた上限価格の設定や、電源種ごとのリスクに応じた事業報酬の設定が必要だ」

「これらの課題については、国においても、第3回に向けて制度の見直しの議論が進められております」

と仰っています。

そして現実には、同検討作業部会による『第二十一回中間とりまとめ（令和7年6月）』や『第二十二回中間とりまとめ（案）（令和7年6月）』を読むと、電気事業連合会長が課題とされている大半を「追認する（そうする）」とまとめられているようです。

(3) 私たちは、こうした新しい制度の導入に関して、大手電力会社の利害のみが優先的に反映されている、と疑問を持たざるを得ません。その中核に原子力発電所の復活があると思います。そして、電力自由化の当初の目的はどこに行ってしまったのでしょうか。

(4) もし私たちの認識が違っているというのであれば、その旨ご指摘を願います。

三. お取り扱いのお願い

(1) 冒頭に述べましたように、益々複雑化する電力システムについて、国民（需要家）への情報公開と説明を行っていただきたく、質問と意見へのご回答をいただけるよう、お願いします。

(2) また、電気やエネルギーに関わる国民（需要家）の負担について、正面から広く意見交換をしていく場を設けていただくことを、心からお願いします。

お忙しいなかと思いますが、ご返事について、2025年10月25日までに書面でいただければ幸いです。

以上

(連絡先)

コンシューマネット・ジャパン 理事長 古賀真子

090-2470-5256 info@consumernet.jp

グリーンコープ共同体法務部 高見 直樹

090-292-7947 uulegb@greencoop.or.jp